

第3 林業労働力の確保の促進に関する方針

1. 第6期基本計画の計画期間

令和3年度から令和7年度末（令和3年4月1日～令和8年3月31日）までの5年間とする。

2. 第6期基本計画の基本方針

第6期基本計画では、森林・林業基本計画に即し、「高コスト体質からの脱却」、「収益性の向上による林業の自立」のために必要となる林業労働力の確保に関する取組について、「新規就業者の確保」、「林業従事者の育成、技術の向上」、「雇用の改善」、「労働安全衛生の推進」、「事業の合理化、安定化」の5項目を「基本方針の柱」とし各種の取組を行う。

基本方針の柱

基本方針Ⅰ 新規就業者の確保

基本方針Ⅱ 林業従事者の育成、技術の向上

基本方針Ⅲ 雇用の改善

基本方針Ⅳ 労働安全衛生の推進

基本方針Ⅴ 事業の合理化、安定化

基本方針Ⅰ 新規就業者の確保

林業労働力を安定的に確保するためには、若年層をターゲットとして林業の魅力をもっとPRするとともに、職業としての「林業」の認知を広げることが必要となる。このため、県、支援センター及び林業事業者が積極的に魅力を発信し、ニューノーマルな社会に対応した情報発信に努めるとともに、新規就業希望者が安心して就業できる環境を整える。

また、支援センターの就業相談体制を充実（リモートへの対応等）させるとともに、林業現場の見学やインターンシップの機会を提供し、就業イメージとのミスマッチを解消する。

基本方針Ⅱ 林業従事者の育成、技術の向上

国の支援（緑の雇用事業）を活用した新規就業者に対する基礎的技術の習得や新たな低コスト作業システムに対応するための現場技術者の育成支援を行う。

林業事業体の職場内研修（以下「OJT」という。）を充実させるため、作業班長等の現場責任者の育成及び人材育成に対する意識改革を行う。

林業従事者の作業内容や経験に応じた技術習得の機会を提供し、多様なキャリア形成を支援する。

基本方針Ⅲ 雇用の改善

林業従事者の働きやすい労働環境を整備するため、事業主や雇用管理者等経営陣の雇用改善に対する意識改革を図り、雇用関係の明確化等の雇用管理の改善、給与水準の上昇、社会・労働保険の加入促進等により福利厚生を充実を図る。

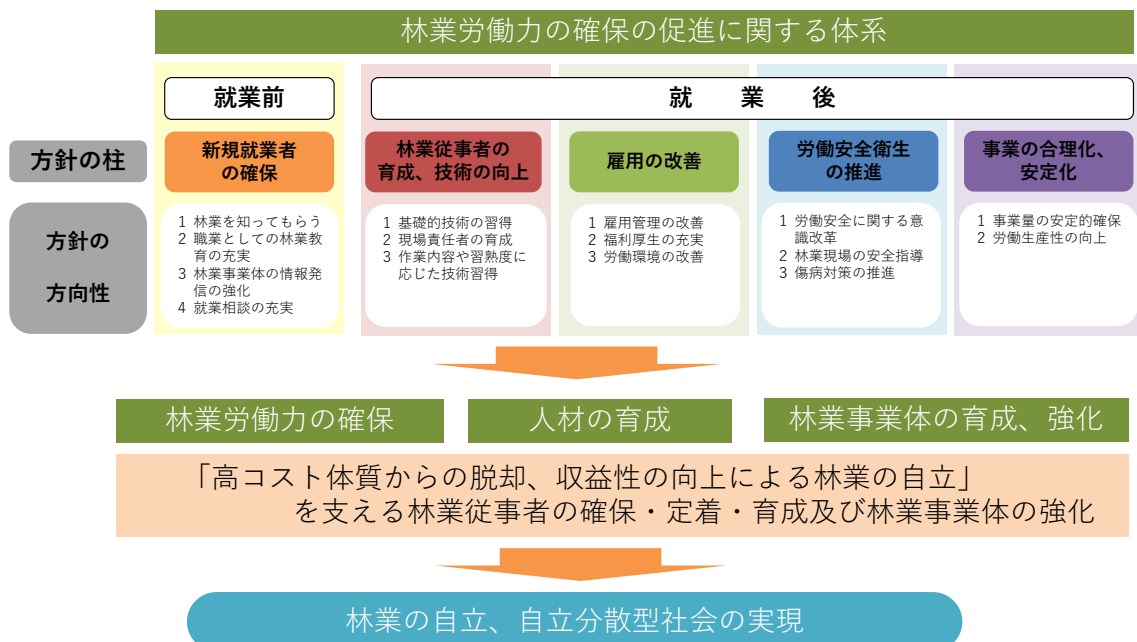
基本方針Ⅳ 労働安全衛生の推進

林業の労働災害を減少させ安全な労働環境を整備することは、林業従事者の確保・定着・育成に不可欠である。事業主、林業従事者をはじめ、全ての関係者が一体となり、安全意識を高め、積極的に労働安全衛生の向上を図る。

また、最新の安全装備品の導入やリスクアセスメントの実施、作業現場における安全指導の充実を図るとともに、メンタルヘルス対策を含めた林業従事者の健康管理を推進する。

基本方針Ⅴ 事業の合理化、安定化

森林経営計画制度による森林施業の集約化・団地化等を推進するとともに、経営管理されていない森林については、森林経営管理制度に基づく経営管理実施権の設定を受ける等により、事業量の安定的な確保が図られるように努める。また、高性能林業機械を高度に活用した低コスト作業システムにより労働生産性の向上を図る。



3. 林業労働力の確保に関する数値目標

(1) 林業従事者数

森林・林業基本計画では、令和12年度までに「林業・木材産業の自立」に必要な林業従事者を850人としている。

第6期基本計画では、令和7年度までに林業従事者750人の確保を目標とする。

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	目標値 (R12)
林業従事者数	人	670	750	850

(2) その他の数値目標値（指標値）

第6期基本計画における林業従事者数以外の目標値については、森林・林業基本計画に掲げる数値目標とする。

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	目標値 (R12)
高性能林業機械稼働台数	台	204	225	250
素材生産性の向上率 (意欲と能力のある林業経営者の平均素材生産性 m ³ /人・日)	%	— (5.08)	125 (6.35)	150 (7.62)
3D レーザー、ドローン等の活用による森林施業に取り組む事業者数	—	—	8	16
65歳未満の林業従事者数	人	524	610	700
林業従事者（現場技能者）の平均年収	万円/年	—	400	500
新規就業者数 ※5 R3～R7の累計、※6 R3～R12の累計	人	479	290（※5）	580（※6）
死傷者数の減少率 (年間死傷者数)	%	— (18人/年)	15 (15人/年)	30 (12人/年)